

議案第19号

令和8年度使用教科用図書の採択について

令和8年度使用教科用図書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和31年法律第162号) 第21条第6号の規定により、別紙のとおり採択する。

令和7年8月18日提出

豊岡市教育委員会

教育長 嶋 公治

令和8年度使用教科用図書選定結果一覧表

(但馬教科用図書採択地区協議会)

【小学校・義務教育学校（前期）】

種目	選定発行者名	備 考
国語	光村図書	
書写	光村図書	
社会	日本文教出版	
地図	帝国書院	
算数	啓林館	
理科	啓林館	
生活	啓林館	
音楽	教育出版	
图画工作	日本文教出版	
家庭	開隆堂	
保健	東京書籍	
外国語	光村図書	
道徳	東京書籍	

【中学校・義務教育学校（後期）】

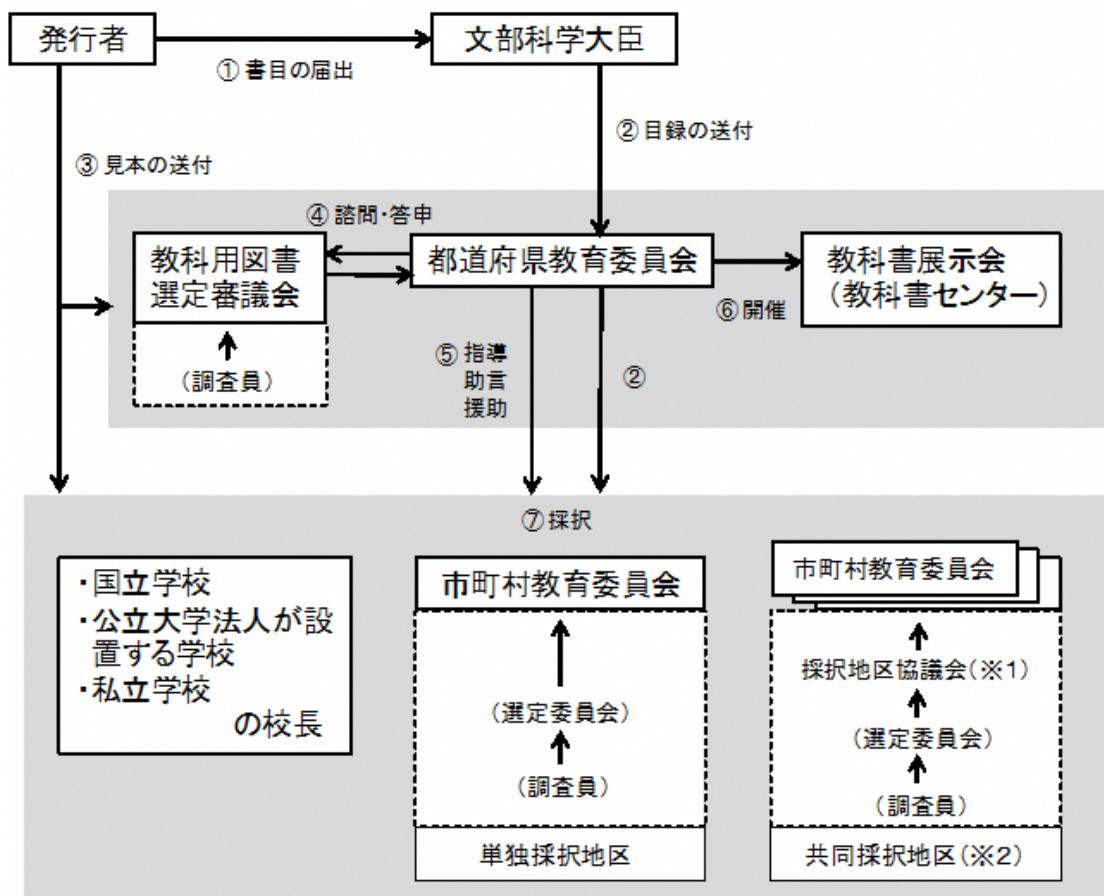
教 科	種 目	発行者名	備考
国 語	国 語	光村図書	
	書 写	光村図書	
社 会	地理的分野	帝国書院	
	歴史的分野	日本文教出版	
	公民的分野	日本文教出版	
	地 図	帝国書院	
数 学	数 学	啓林館	
理 科	理 科	啓林館	
音 楽	一 般	教育芸術社	
	器楽合奏	教育芸術社	
美 術	美 術	日本文教出版	
保健体育	保健体育	学研教育みらい	
技術・家庭	技術分野	東京書籍	
	家庭分野	開隆堂	
外 国 語	英 語	光村図書	
特別の教科 道徳	道 徳	あかつき教育図書	

兵庫県教科用図書採択地区

採択地区名		所 属 区 域			
1	神 戸	神戸市			
2	尼 崎	尼崎市			
3	西 宮	西宮市			
4	芦 屋	芦屋市			
5	伊 丹	伊丹市			
6	宝 塚	宝塚市			
7	川 西	川西市	猪名川町		
8	三 田	三田市			
9	明 石	明石市			
10	加古川	加古川市			
11	高 砂	高砂市			
12	稻 美	稻美町			
13	播 磨	播磨町			
14	北 播	西脇市 加東市	三木市 多可町	小野市	加西市
15	姫 路	姫路市			
16	神 崎	神河町	市川町	福崎町	
17	西播磨	相生市 太子町	たつの市 上郡町	赤穂市 佐用町	宍粟市
18	但 馬	豊岡市 新温泉町	養父市	朝来市	香美町
19	丹 波	丹波篠山市	丹波市		
20	淡 路	洲本市	南あわじ市	淡路市	

<文部科学省ホームページ「6. 教科書採択の方法」より抜粋>

図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



<「令和7年度使用義務教育諸学校用教科用図書兵庫県採択事務取扱要領」より抜粋>

[共同採択地区]

- ① 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、兵庫県教育委員会告示に基づく兵庫県教科用図書採択地区ごとに、協議により規約を定め採択地区協議会を組織すること。
- ② 採択地区協議会の委員は、より幅広く意見を求める観点から、教育長、校長、教員、保護者、学識経験者から構成すること。
- ③ 採択地区協議会は、指導主事、小・中学校の校長・教員から構成する調査員を置き、各校種、各種目、各学年に関する教科書の調査研究を十分に行うこと。なお、調査員の選任については、教科書採択に直接の利害関係を有する者、依頼を受け著作・編集活動に一定の関与を行うなど特定の教科書発行者と関係を有する者を選任しないこと。
- ④ 当該採択地区内の市町組合教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択すること。

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小学校	検定	◎				◎				◎
	採択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中学校	検定	◎	◎				◎			
	採択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎				◎	
		採択			△	△			△	
		使用開始				○	○			○
	主として 中学年用	検定			◎	◎			◎	
		採択				△	△			△
		使用開始	○				○	○		
	主として 高学年用	検定				◎	◎			◎
		採択	△				△	△		
		使用開始		○				○	○	

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

議事（報告）

報告第12号

専決処分したものの報告について

専決処分事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める。

令和7年8月18日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公治

専決第7号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年7月24日専決

豊岡市長 門間雄司

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和7年7月11日（金）午後2時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市庄境648番地
相手方の 住所氏名	[REDACTED]
損害賠償額	66,220円
事故の概要	豊岡市立三江小学校の敷地内において、市職員が刈払機による除草作業中、跳ね飛ばした石により、同校駐車場に駐車中の自動車の運転席側前部窓ガラスを損傷させたもの。 (過失割合 豊岡市10割)

報告第13号

寄附物件の受納について

下記のとおり寄附物件の申出があり、これを受納したので報告する。

令和7年8月18日提出

豊岡市教育委員会
教育長 嶋 公治

記

No.	施設名	物件名	数量	金額	受納日	寄附者
1	豊岡市教育委員会	現金	一	1,000,000 円	2025年7月9日	団体
2	豊岡市教育委員会	現金	一	1,000,000 円	2025年7月17日	団体
3	豊岡市教育委員会	現金	一	350,000 円	2025年7月24日	個人
合計				2,350,000 円		(団体：2件、個人：1件)

